- 1. 支援法9条、支援対象地域以外で生活する被災者への支援に係る関係省庁 の施策実施の状況
- 支援対象地域については、現在政府において検討中であり、当該地域の範囲 次第で施策の実施状況は異なることとなるため、現時点でお答えするのは困 難であることご理解ください。

なお、東日本大震災による被災者への支援策については、パンフレットと してとりまとめていますので、以下のリンクをご参照ください。

→http://www.bousai.go.jp/fukkou/kakusyuseido.pdf

- 2. 自主避難者に関する施策に責任を持つ省庁
- 自主避難者に関する施策については、各省庁においてそれぞれの所管する分野から支援施策を実施するとともに、復興庁においてそのとりまとめを行っているところです。
- 3. 新たな自主避難希望者に対して、避難場所の情報提供等を担当する所管庁 及び相談の有無
- 自主避難者に限らず、東日本大震災の被災者に対しては、復興庁や内閣府に おいて、ホームページやパンフレット等を通じて、一般的な情報提供を行う

とともに、各省庁が各個別施策の情報提供を行っているところです。

ご指摘の避難場所の情報提供等についても、それぞれの施策によって担当 省庁は異なるため、詳細はお問い合わせください。

4. 自主避難者に対して政府が行っている支援とこれから行おうとしている支援の内容

- 東日本大震災による被災者への支援策については、パンフレットとしてとりまとめていますので、以下のリンクをご参照ください。
 - →http://www.bousai.go.jp/fukkou/kakusyuseido.pdf

なお、新たな支援策については、子ども・被災者支援法の基本方針や、平成25年度予算と併せて、現在政府において検討しているところです。

- 5. 支援法第8条に係る自主避難者への関係省庁の現在の施策。
- 支援対象地域については、現在政府において検討中であり、当該地域の範囲 次第で施策の実施状況は異なることとなるため、現時点でお答えするのは困 難であることご理解ください。

なお、東日本大震災による被災者への支援については、パンフレットとしてとりまとめていますので、以下のリンクをご参照ください。

→http://www.bousai.go.jp/fukkou/kakusyuseido.pdf

- 6. 法案の成立によって、食の安全確保に係る福島県の検査態勢に変化はあったか。厳格な検査に代わったものがあれば教えていただきたい。また、農協等が行っている検査については把握しているか。福島県以外の状況はどうか。
- 食品中の放射性物質の検査については、原発事故の発生直後から、基準値を 超える食品の流通防止を図るため、国が定めたガイドラインなどに照らして、 各地方自治体で、主として出荷段階に、計画的にモニタリング検査を実施し ています。国では、最新の知見に基づき、ガイドラインを随時改正するとと もに、継続して地方自治体の検査体制の整備を支援しています。

具体的には、従前から地方自治体への検査機関の紹介や短時間で多数の検査が実施可能となるスクリーニング機器の導入の推進等を図ってきましたが、本年4月の新基準値の施行を踏まえて、スクリーニング機器の技術的要件の見直しや、地方自治体に対するゲルマニウム半導体検出器などの導入費用の補助などの支援の強化を図っています。さらに、国自らも地方自治体の検査計画が十分に機能しているかどうかを確認するため、流通食品の買い上げ検査を実施しており、検査の結果を踏まえて地方自治体の検査計画に反映できるようにしています。これらの支援については、福島県以外の食品衛生法に基づく検査を担当している地方自治体も対象としています。

食品中の放射性物質への対応については、以下のリンクをご参照ください。 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

〇また、安全な食品を安定的に供給していくために、生産段階で農林水産物の 検査が円滑に実施されるよう、都道府県に対し、

- ① 検査計画の策定支援
- ② 検査機器の整備支援
- ③ 依頼に応じた民間検査機関の紹介や検査の費用負担を進めてきたところであり、このうち福島県では、県からの要望を踏まえ、平成23年度は、県に対して検査機器68台(うち農協は18台)の整備を支援しました。
- 〇更に、福島県においては、「福島県原子力被害応急対策基金」による農林水 産物、食品等の検査体制の確立のための検査機器の整備(米の全量検査 等)を措置しています。
- ○加えて、消費者の安全・安心のより一層の確保に向け、地方自治体における 住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物 質検査機器の貸与及び自治体へのサポート体制の構築も行っています。
- ○これらの取組は、法の成立前から行っているものですが、本法律の趣旨も踏まえ、引き続き、食の安全の確保や安全な食品の安定的な供給のため、政府ー丸となって、出来る限りの支援を行ってまいります。
- 7. 魚介類の汚染状況についての国の監視体制(調査地点、回数等)。
- 福島原子力発電所からの放射性物質の放出を受け、農林水産省においては、 関係県等と連携して、昨年(平成23年)3月24日から水産物の放射性物質

調査を実施しており、これまで 16,926 検体(平成 24 年 8 月 31 日現在) を 調査してきたところです。

- 特に昨年5月以降は、原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等に基づいて、魚種ごとの表層・中層・底層の生息域や漁期を考慮して、原則週1回程度のサンプリングにより計画的に調査を推進してきたところです。
- 〇 さらに、本年4月1日の放射性セシウムの新基準値の施行に伴い、従来のサンプリングに加え、新たな「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、福島・宮城・茨城・岩手・千葉の5県に対しては、過去に50ベクレル/Kgを超えた全ての水産物を対象に品目群別に調査を求めるなど、調査を充実させてきたところです。

【参考:検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成24年7月12日)】

www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002f8ic-att/2r9852000002f8oe.pdf

- 8. 魚介類の検査に当たって使用する検査機器、検査のサンプリングや検査回 数等のスタンダードが確立されていれば、その詳細について。
- 〇 放射性物質の検査方法については、厚生労働省が定めた「食品中の放射性物質の試験法について(平成24年3月15日)」に掲載されておりますので、厚生労働省にお問い合わせください。

○農林水産省は、この検査方法により、上述の原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等に基づいて、 魚種ごとの表層・中層・底層の生息域や漁期を考慮して、原則週1回程度の サンプリングにより計画的に調査を推進してきたところです。

- 9. 福島県ならびに近隣地域の年間被曝量1ミリシーベルト以上の地域の小中学校の給食センター、給食調理室の食品放射線測定器の設置状況。
- 福島県並びに近隣地域で、学校給食用食材を検査するための機器の設置状況については、網羅的に把握してはいませんが、福島県における学校給食用食材を検査するための機器の設置については、全ての学校給食調理場において検査を行う態勢が整えられるよう、必要な検査機器の数について福島県を通じて全市町村に調査を行った上で、「福島県原子力被害応急対策基金」に、必要な経費を財政措置しました。
- 福島県によれば、同基金を財源として、各市町村からの申請に基づき検査機器の設置事業が進められており、8月現在で35市町村からの申請があり、合計228台が設置あるいは設置予定と聞いています。
- また、福島県によると、同基金を活用する市町村のほか、消費者庁における 自治体向けの検査機器の貸与や日本赤十字社からの寄付を活用するなども 加えると何らかの形で学校給食食材の検査を行うことが可能な自治体は5 6市町村であると聞いています。

(福島県全59市町村のうち、残り3町は、牛乳のみの給食を行っている又

は現在給食を実施していない自治体)

○ 今後とも、福島県と連携を図りながら、学校給食の安全・安心の確保に取り 組んでまいります。

- 10. 甲状腺検査について。判定の基礎となる画像、カルテ等の開示状況。
- 甲状腺超音波検査については、対象者から希望があった場合には、画像、所見 等の情報についても開示していると聞いている。

- 11. ホールボディカウンターの福島県内の設置状況。購入に対する国の支援措置。
- ○福島県は、「県民健康管理基金」を活用して、移動式のホールボディカウンターを 5台購入し、住民の測定用として使用している。
- 〇福島県は、これ以外にホールボディカウンターを2台所有しており、1台は緊急被ばく医療用として福島県立医科大学医学部附属病院に、もう1台は住民の測定用として南相馬市立総合病院に配置している。
- 〇また、原子力被災者生活支援チームが把握しているところによれば、福島県が所有するもの以外に、自治体、民間医療機関等に14台のホールボディカウンターが県内に設置され、住民の測定用として使用されている(平成24年7月3日現在)。

- 12. ホールボディカウンターによる内部被曝検査で、双葉郡、南相馬市等、原 発に近い地域の検査の状況はどうなっているか。
- 〇福島県民の皆様の中長期的な健康管理を可能とするため、国では、平成23年 度第二次補正により、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円 の交付金を拠出し全面的に県を支援している。
- 〇県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、被ば く線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行うこととしている。ま た、この他に、ホールボディカウンターによる検査などを実施している。
- 〇ホールボディカウンターによる内部被ばく検査については、双葉郡、南相馬市及び原発に近い地域を先行して実施しており、現在までに63,366人がすでに検査を受けられており、99.9%(63,340名)の方が1ミリシーベルト未満で、最大の方でも3.5ミリシーベルト未満と、相当低い結果が得られている。
- 〇福島県民の健康を守るため、今後とも政府として必要な支援を行ってまいりた い。

参考:ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施結果について (福島県ホームページ)

http://www.pref.fukushima.jp/imu/wbc/20120831WBC_joukyou.pdf

- 13. ホールボディカウンターによる検査の進捗状況。全県民の検査が終了する時期。県民の検査が一巡した後の内部被曝検査のスケジュールについて
- OWBC検査は、福島県59市町村のうち、既に39市町村の住民に対して検査が開始されており、現在までに63,366人がすでに検査を受けられているところ。
- ○福島県によるWBC検査の検査計画については、平成23年12月19日の福島県 議会において、「WBC検査について、(中略)18歳以下の子ども及び妊婦の検査 を平成25年度までに終えることを目標に取り組んでまいる考え」と答弁(保健福 祉部長)していると承知している。

参考:ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施結果について (福島県ホームページ)

http://www.pref.fukushima.jp/imu/wbc/20120831WBC_joukyou.pdf